○平群町高齢者運転免許証自主返納者支援事業実施要綱

平成28年4月1日
要綱第12号の2

（目的）

第1条　この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、返納したことによる不便を軽減することで自主返納の促進を図り、高齢者の運転による交通事故を減少させ、公共交通機関の利用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　運転免許証　道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、同法第92条の2第1項に規定する有効期限内にあるものをいう。

(2)　自主返納　道路交通法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対しすべての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(3)　取消通知書　すべての免許の取消しを申請した際に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定により交付される通知書をいう。

(4)　運転経歴証明書　道路交通法第104条の4第6項の規定により交付される証明書をいう。

（対象者）

第3条　この要綱の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者

(2)　運転免許証を自主返納した者

（支援の内容）

第4条　平群町長は、第6条の規定により決定をした場合は、平群町内の路線バス等で使用できる5,000円相当分の乗車券であって、次のいずれかの交付をもって、支援を行うものとする。

(1)　平群町コミュニティバスの回数券11枚綴りを5冊5,000円分

(2)　奈良交通株式会社・エヌシーバス株式会社で使用できるICカード5,000円分（預り金500円含む。）

(3)　平群町デマンド型乗合タクシーの利用券17回分

2　前項の支援は、運転免許証を自主返納した本人に対し、1回限り行うものとする。

(支援の申請)

第5条　前条に規定する支援を受けようとする者は、平群町高齢者運転免許証自主返納者支援申請書(様式第1号)により平群町長に申請しなければならない。

2　前項の規定による申請には、取消通知書の写し又は運転経歴証明書の写しを添付しなければならない。

(支援の決定)

第6条　前条の規定による申請があったときは、平群町長は、その内容を審査し、支援を行うことを決定したときは、平群町高齢者運転免許証自主返納者支援交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請を行った者に通知するものとする。

(乗車券の使用方法)

第7条　対象者が第4条の規定により、交付を受けた乗車券を使用するときは、定められた運賃額に応じて、使用するものとする。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、平群町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(令和5年3月31日要綱第21号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。